（信託会社等の届出）

第三十一条　（略）

２　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

（削る）

三　届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

四～十三　（略）

３　国土交通大臣は、法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出をしようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

様式第四号（第十四条の二の二関係）

（略）

様式第六号（第十四条の三関係）

（Ａ４）

誓　約　書

私は、宅地建物取引業法第18条第１項第３号から第12号までに該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

氏　名　印

知事　殿

様式第七号の二（第十四の七の二関係）

（Ａ４）

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、12条の規定により、次の通り届け出ます。

年　月　日

知事　殿

届出者　住　所

氏　名　印

受付番号　受付番号　届出時の登録番号

（信託会社等の届出）

第三十一条　（略）

２　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第三号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一・二　（略）

三　届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。次号において同じ。）、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が、法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

三の二　届出をしようとする者の役員、令二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

四～十三　（略）

（新設）

様式第四号（第十四条の二関係）

（略）

様式第六号（第十四条の三関係）

（Ａ４）

誓　約　書

私は、宅地建物取引業法第18条第１項第４号から第８号までに該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

氏　名　印

知事　殿

様式第七号の二（第十四の七の二関係）

（Ａ４）

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、12条の規定により、次の通り届け出ます。

年　月　日

知事　殿

届出者　住　所

氏　名　印

受付番号　受付番号　届出時の登録番号